

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センタの計測器点検校正において、シリンダゲージ（1台）に精度不良が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-39）窒素ガス圧力計ねじ込み接続部に窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	2号機	気体廃棄物処理系屋外埋設配管用ピット漏えい検出器の動作が認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
4	3号機	工具センタの計測器点検校正において、トルクレンチ等の計測器（3台）に精度不良が認められたため、対応検討	D	
5	3号機	定期事業者検査のうち監視機能健全性確認検査（プロセスモニタ）の検査要領書記載の入力基準値等に誤記が認められたため、当該要領書を改訂	D	
6	3号機	定期事業者検査のうち監視機能健全性確認検査（核計装モニタ）の検査成績書記載の改訂番号の一部に誤記が認められたため、対応検討	C	
7	3号機	定期事業者検査のうち安全保護系設定値確認検査の検査成績書の検査手順チェック欄にチェック記号記載漏れが認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	D	
8	5号機	所内ボイラ重油移送ポンプ（B）出口ドレン弁にシートパス（1滴／3秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	復水脱塩装置点検において、脱塩塔（5）樹脂入口空気駆動弁及びドレンストレーナ（A）入口空気駆動弁の制御用電磁弁排気孔よりエアリークが認められたため、当該電磁弁（2台）を修理	D	
10	6号機	原子力安全基盤機構（JNES）による主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査において、検査要領書手順に記載の担当者と検査体制図記載の担当者が一致していないとの指摘を受けたため、対応検討	C	
11	6号機	所内ボイラ煙突ばい煙測定孔（2箇所）のフランジボルト（8本／箇所）に腐食及びフランジパッキンに劣化が認められたため、当該ボルト及びパッキンを交換	D	
12	集中環境施設	廃液濃縮処理設備再生廃液濃縮器（B）加熱蒸気流量計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
13	集中環境施設	濃縮廃液ペレット等固化装置ペレット採取ブロウ運転中、警報「入口負圧低低」により採取運転不能となったため、当該ブロウを点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで